

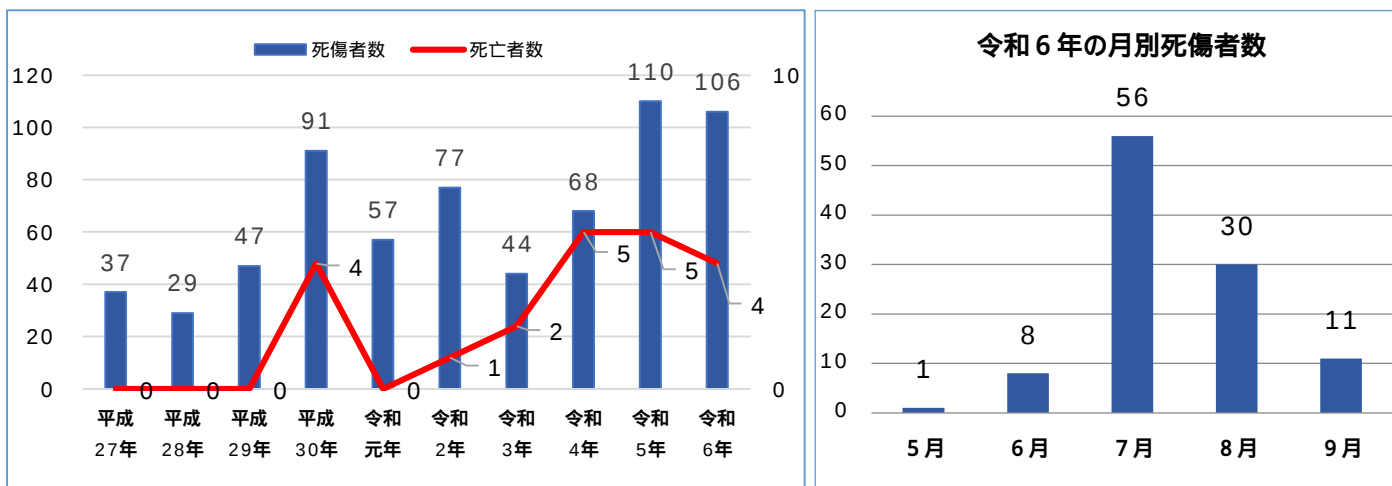
Cool Work TOKYO (7月号)

～ 職場における熱中症予防対策について情報発信します ～

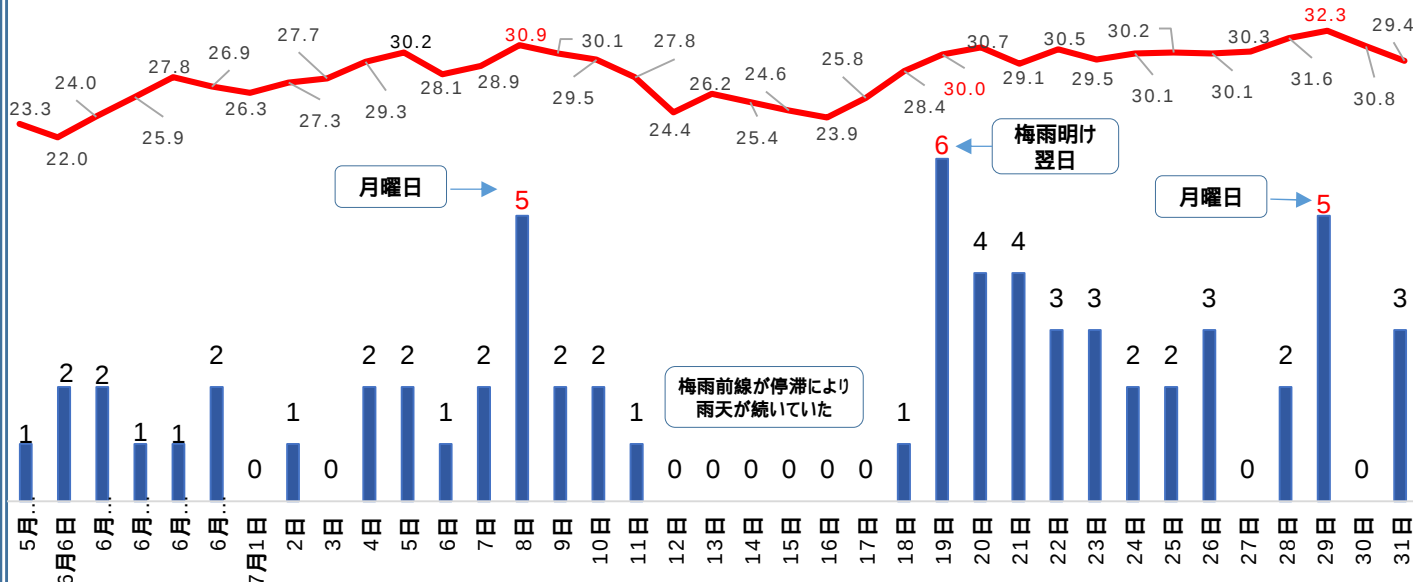
東京労働局管内の熱中症による労働災害発生状況（死亡及び休業4日以上死傷者数）

令和6年は106人と、令和5年より4人減少しました。このうち死亡者数は4人（建設業で3人、廃棄物処理業で1人）となっています。

また、月別では、全体の約8割が7月から8月にかけて発生しています。



令和6年5月から7月の死傷者数と平均気温



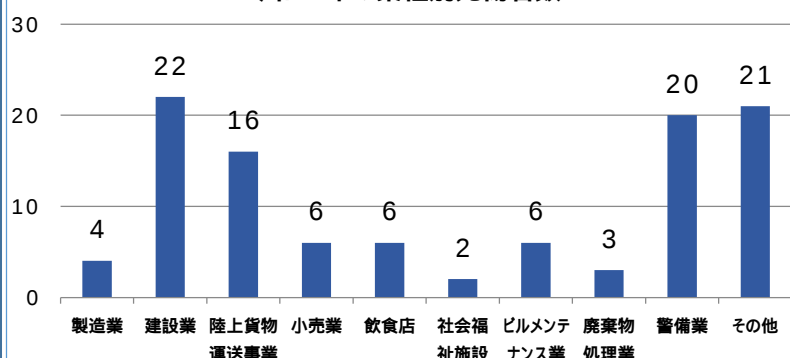
平均気温が30 以上の日において多数発生し、特に、梅雨明け前に平均気温が最も高かった日（7月8日（月）、平均気温30.9 、最高気温36.0 ）、梅雨明け翌日（7月19日（金）、平均気温30.0 、最高気温34.5 ）などに多く発生しています。

「梅雨明け以降」や「平均気温が前日より上昇する日（上記グラフによると、約1 以上上昇で特に多く発生）」などは、特に注意が必要となります。

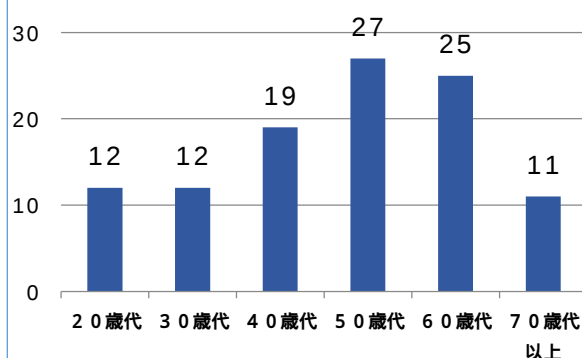
業種別では、建設業、警備業、陸上貨物運送業で特に多く発生しています。また、小売業、飲食店、ビルメンテナンス業など幅広い業種でも発生しています。

年齢別では、50歳代が最も多く、次いで60歳代で多く発生しています。また、死傷者の約3割が60歳以上となります。

令和6年の業種別死傷者数



令和6年の年齢別死傷者数



6月1日より改正労働安全衛生規則が施行となり
職場における熱中症対策が**強化**されています！

以下の取組が事業者に義務付けられています。

1 「熱中症の自覚症状がある作業中者」や「熱中症のおそれがある者を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備・関係作業中者への周知。

2 熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ的確な判断が可能となるよう事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順の作成及び関係作業中者への周知。

詳細はこちら



東京労働局HP内
熱中症予防対策

対象となるのは

「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業

中小企業事業者の皆さまへ

熱中症予防対策にエイジフレンドリー補助金
をご活用ください

高年齢労働者（60歳以上）を常時1名以上雇用し、同労働者が補助対象の作業に就いている場合は、同対策に要する以下の機器等の導入経費を補助する制度があります！

- ・屋外作業等における体温を下げるための機能のある服や、ミストファン、スポットクーラー等その他労働者の体表面の冷却を行うために必要な機器
- ・屋外作業等における効率的に身体冷却を行うために必要な機器
- ・熱中症の初期症状等の体調の急変を把握できるウェアラブルデバイスによる健康管理システム
- ・日本産業規格 JIS Z 8504 又は JIS B 7922 に適合した WBGT 指数計

詳細はこちら



エイジフレンドリー
補助金制度



東京労働局労働基準部健康課

(R7.7)